

○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザルについて、次のとおり公告する。

当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和5年12月18日

茨城県病院事業管理者 軸屋 智昭

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名
茨城県病院事業クレジットカード決済業務
- (2) 業務内容等
仕様書による
- (3) 委託期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

2 プロポーザル参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令政令（昭和22年政令第16号。（以下「政令」という。））第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加資格名簿に登録されている者であること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 別添「茨城県病院事業クレジットカード決済業務委託仕様書」の要件を満たすものであること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員も含む。）の統制下にある者でないこと。

3 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法及び結果の通知

病院局内に設置した審査委員会において定める評価基準に基づき、企画提案書により審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案審査項目

企画提案の審査項目は以下のとおりである。企画提案書に以下の審査項目について、審査するための情報がない又は不足している場合、当該項目について最低の点数とする。

審査項目	
概要	
	経営状況、財務状況や信用力
納付の確実性	
	指定代理納付業務（令和3年法律第7号による改正前の地方自治法第231条の2第6項の規定によるもの）や公金、病院収納金の取扱いの受託実績
	公金の安全性確保に関する具体的な取組や考え方
業務実施体制	
	利用者が使用できるクレジットカードブランドの種類
	手数料の支払方法
	利用者からの苦情や問い合わせへの対応等
	業務実施体制（担当者数、連絡体制、緊急時・事故発生時の対応）
	個人情報の管理体制及び情報セキュリティ対策
データ処理体制	
	サーバーの管理体制
	伝送トラブルにおける対応
経費	
	準備に係る経費、導入経費等 ※契約の度に1度だけ発生する料金
	月額基本料 ※名称のいかんを問わず、利用の多寡に関わらず毎月発生する料金
	クレジットカード手数料（利用額に応じて発生する料金）
準備業務	
	データ送受信に関するテストの実施内容
	設置場所にて行う準備作業
上記以外でアピールする点があれば、記入すること。	

(3) 審査の結果、最も評価が高かった者を随意契約の契約予定者とする。

4 手続き等に関する事項

(1) 担当課

茨城県病院局経営管理課 (担当：神賀)

〒310-8555 茨城県笠原町 978-6

TEL:029-301-6517 FAX:029-301-6519

MAIL:byokei2@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 質問の受付と回答

本公告及び仕様書の内容に関する質問等については、令和5年12月27日(水)午後5時までにファクシミリ又は電子メールで受け付ける。

質問の回答について、質問者に令和6年1月10日(水)までに行う。なお、質問状況についての問合せがあった場合は、問合せ者に対し、質問状況の回答を行う。

(3) 参加資格等の確認

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、下記提出書類を(1)の担当課に提出しなければならない。

ア 提出書類

(ア) プロポーザル参加資格確認申請書

(イ) 会社概要書

(ウ) 誓約書

イ 提出期限 令和6年1月17日(水)17時(必着)

ウ 提出先 (1)の担当課に同じ

エ 提出方法 持参又は郵送に限る

持参の場合は、公告日から提出期限までのいずれも9時から17時まで(正午から13時までを除く)に持参すること。ただし、茨城県の休日(平成元年茨城県条例第7号)に規定する休日を除く。

※確認結果については、令和6年1月18日(木)までに電子メール等で回答する。

(4) 企画提案書等の提出

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、下記書類を(1)の担当課に提出しなければならない。

ア 企画提案書

イ 添付書類

(ア) 会社概要(パンフレット等参考資料)

(イ) 登記事項証明書

(ウ) 財務諸表(直近事業年度単独決算の貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類)

(エ) その他企画提案書に記載された内容を補足する書類

(5) 企画提案書等の提出期限等

ア 提出期限 令和6年1月19日(金)17時(必着)

イ 提出先 (1)の担当課に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送に限る

持参の場合は、公告日から提出期限までのいずれも9時から17時まで(正午から13時までを除く)に持参すること。ただし、茨城県の休日をも定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に規定する休日を除く。

郵送の場合は、提出期限必着の簡易書留とする。

5 その他

- (1) 審査は書面によるものとし、プレゼンテーションは行わない。
- (2) 書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後の提出、再提出及び差し替えは認めない。
- (5) この手続きは、令和6年度茨城県病院事業会計予算が、令和6年第1回定例県議会において原案どおりに成立することを前提に進めている。

原案どおりに成立しなかった場合には、この手続きの変更等(中止も含む)を行うことがある。

- (6) 次のいずれかに該当する場合は、その者の提案を無効とする。
 - ア 応募資格のない者が提案したとき
 - イ 企画提案に関して、談合等の不正行為があったとき
 - ウ 提出書類に不正又は虚偽があったとき
 - エ その他、提示された事項及び企画提案に関し定めた要件に違反したと担当課が判断したとき
- (7) 仕様書に定めのない事項については、病院局と協議の上、決定するものとする。